

山梨県社会福祉協議会

保育人材確保対策貸付事業

就職準備金貸付規程

(趣旨)

第1条 この貸付規程は、山梨県保育人材確保対策貸付事業実施要綱(以下「要綱」という。)に基づき、山梨県社会福祉協議会(以下「本会」という。)が実施する保育資格を有する者であって保育士として勤務しない者(以下「潜在保育士」という。)が、新たに就職ための準備に必要な費用(以下「就職準備金」という。)の貸付方法、事務手続等を規定し、就職準備金貸付の適正かつ効率的な運営を図ることを目的とする。

(貸付けの申請)

第2条 就職準備金の貸付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、就職準備金貸付申請書(以下「申請書」という。)(第1号様式)に次に掲げる書類を添えて、山梨県社会福祉協議会会長(以下「会長」という。)に提出しなければならない。

- ① 身上書(第2号様式)
- ② 連帯保証人に関する調書(第3号様式)
- ③ 実務経験証明書(第4号様式)〔実務経験のある者のみ提出〕
- ④ 保育士証の写し
- ⑤ 世帯全員の住民票の写し
- ⑥ 申請者の生計支持者の所得を証明する書類
- ⑦ 連帯保証人の所得を証明する書類
- ⑧ 就職(内定・決定)証明書(第5号様式)
- ⑨ 就職準備金の使途が確認できる書類(見積書・領収書等)
- ⑩ その他会長が必要と認める書類

なお、誓約書(様式1)は提出必須とする。

また、保育士登録を行ってから1年未満の場合は、養成施設の卒業証書若しくは、保育士試験の合格証を提出すること。

(貸付決定)

第3条 会長は、前条の申請書を受理したときは、当該申請書及び添付書類を審査のうえ、就職準備金の貸付の適否を決定するものとする。

2 会長は、前項の規定により就職準備金の貸付の適否を決定したときは、その旨を当該申請者に通知するものとする。

(連帯保証人)

第4条 申請者は、連帯保証人を立てなければならない。

2 前項の連帯保証人は、独立の生計を営む者で、原則として県内に居住する者でなければならない。

この場合において、申請者が未成年であるときは、連帯保証人は、法定代理人でなければならない。

ただし、貸し付を受けようとする者が児童養護施設、児童自立支援施設、児童心理治療施設又は自立支援ホームに入所している児童、若しくは里親又はファミリーホームに委託中の児童であって、法定代理人を連帯保証人として立てられないやむを得ない事情がある場合、児童養護施設等の施設長(里親委託児童の場合は児童相談所長)の意見書等により、貸付を行うことで申請者の修業環境の確保が図られる場合には、連帯保証人は法定代理人以外の者でも差し支えない。

3 連帯保証人は、貸付を受けた者と連帯して債務を負担するものとする。

4 申請者又は就職準備金の貸付を受けた者(以下「借受人」という。)が連帯保証人を変更しようとするときは、会長の承認を受けなければならない。

(契約)

第5条 就職準備金の貸付は、就職準備金貸付契約書（第6号様式）により契約を締結して行うものとする。

(貸付対象となる資金の用途及び貸付額の範囲)

第6条 就職準備金の貸付対象となる用途については、保育所等への就職によって転居が伴う場合における転居費用、転居先の賃貸物件の借りに伴う礼金や仲介手数料、保育所等で使用する被服費、保育所等の勤務に復帰するに当たり研修等を受けた際の研修費用、保育所等への通勤に要する移動用自転車等の購入費、申請者の子どもが保育所等を利用する際に必要となる費用、子どもの預け先を探す際の活動に必要となる費用、その他就職する際に必要となる経費に充当する内容のもの等とし、就職準備金の限度額の範囲内とする。

(貸付方法)

第7条 就職準備金は、一括して貸付るものとする。ただし、特別の理由があるときは、この限りでない。

(受領書等の提出)

第8条 前条の規定により借受人は、受領書(第7号様式)を会長に提出しなければならない。

2 就職準備金の貸付契約に係る貸付を受けた者は、当該就職準備金の受領後、直ちに就職準備金借用証書（第8号様式）を会長に提出しなければならない。

(契約解除)

第9条 会長は、借受人が、次の各号の一に該当する場合は、貸付契約を解除するものとする。

①退職したとき。

②心身の故障のため勤務を継続する見込みがなくなると認められるとき。

③死亡したとき。

④その他就職準備金貸付の目的を達成する見込みがなくなると認められるとき。

2 会長は、契約を解除するときは、その旨を就職準備金貸付契約の相手方又は、その連帯保証人に通知するものとする。

(返還債務の免除手続)

第10条 就職準備金の返還の債務の免除を受けようとする者は、就職準備金返還債務免除申請書（第9号様式）に免除を受けようとする理由を証明する書類を添えて、会長に提出しなければならない。

2 会長は、前項の就職準備金返還債務免除申請書を受理したときは、これを審査し、就職準備金の返還の債務の免除を決定したときは、その旨を当該申請者に通知するものとする。

(返還手続及び返還期間)

第11条 借受人は就職準備金を返還する事由が生じたときは、当該事由が生じた日から起算して15日以内に、就職準備金返還明細書（第10号様式）を会長に提出しなければならない。なお、返還方法は、一括及び月賦とし、返還期間は12か月以内とする。

2 前項の規定により就職準備金返還明細書を提出した者は、当該就職準備金返還明細書に係る返還方法を変更しようとするときは、就職準備金返還方法変更申請書（第11号様式）を会長に提出して、その承認を得なければならない。

(返還債務の猶予手続)

第12条 就職準備金の返還の債務の履行の猶予を受けようとする者は、就職準備金返還猶予申請書（第12号様式）に猶予を受けようとする理由を証明する書類を添えて、会長に提出しなければならない。

2 会長は、前項の就職準備金返還猶予申請書を受理したときは、これを審査し、就職準備金の返還の債務の履行の猶予を決定したときは、その旨を当該申請者に通知するものとする。

(届出)

第13条 借受人は、次の各号の一に該当するときは、直ちにその旨を会長に届け出なければならない。

①借受人又は連帯保証人の氏名又は住所を変更したとき。(第13号様式)

②就職準備金の貸付を辞退しようとするとき。(第14号様式)

③保育士の業務に従事し、又は従事しなくなったとき。(第15号様式)

④保育士の業務に従事する施設等を変更したとき。(第16号様式)

2 連帯保証人は、借受人が死亡したときは、速やかに死亡届(第17号様式)によりその旨を会長に届け出なければならない。

(台帳)

第14条 会長は、就職準備資金の貸付の状況を明らかにするため、就職準備金貸付台帳(第18号様式)を備えておくものとする。

(実施細目)

第15条 この規程に定めるもののほか、就職準備金の貸付に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。